

- 2 8 南部土地改良清美事業地の地権者との賃貸契約書と契約に伴う覚書(令和7年9月1日時点までのもの。具体例)
- 3 0 南部土地改良清美事業地に関わる令和7年9月1日時点までのすべての協定書及び覚書
- 3 3 補正予算第3号における土地改良清美事業地取得事業の米谷町等との契約書及び覚書の類一式
- 4 2 米谷町と周辺自治会等と締結した覚書、協定書の内容がわかる資料

環境部 土地改良清美事務所

覚 書

奈良市米谷町地内において行う奈良市南部土地改良清美事業に関し奈良市（以下「甲」という）と奈良市米谷町（以下「乙」という）との間に次の覚書を交換する。

記

第1条 甲は奈良市米谷町地内に廃棄物（清掃工場で処理した焼却灰と、鉄分を除く破砕物及び土砂ガレキ）の最終処理施設を設置するとともに米谷町地区の農業生産基盤の整備と生活環境の整備を図るために南部土地改良清美事業（以下「事業」という）を行うものとし、乙は甲の事業の推進に協力するものとする。

第2条 甲の行う事業の期間は昭和51年4月1日から向こう10年とする。

第3条 甲は第1条に規定する事業遂行のために、次に掲げる事業を行うものとし、その方法は甲・乙協議のうえ決定するものとする。

- (1) 市道の改良、舗装及び市管理河川の改良。
- (2) 簡易水道施設の整備。
- (3) 集会所の建設の助成。

(4) 墓地の整備の助成。

(5) 事業促進のために必要な助成。

第4条 乙は第1条の目的達成のため、乙に属する土地所有者として第3条に定める期間に限り甲に土地を賃貸するものとする。

2 甲は乙が提供した甲の行う事業の実施に必要な土地等については、乙に対し次に掲げる基準によって補償し、又は賃借料を支払うものとする。

(1) 立木等の補償は、甲・乙協議により甲の定める公共用地の取得に伴う損失補償基準によって算出した額。

(2) 賃借料の年額は、田についてはその年の農業所得標準10アール当たりの額、畑については田の額の額の180パーセントに相当する額、山林については田の額の70パーセントに相当する額を基準として算出した額。

3 前項の規定による立木補償の支払は、契約の日の属する年度から8ヶ年で行うものとする。この場合において2年目以降に支払うべき補償金については、法定利息を付すものとする。

4 第2項の賃借料は前年の農業所得標準を基礎として算出し毎年5月末に概算払いをする。この場合において、当該年度の農業所得標準が決定されたときは次年度の5月末に

精算するものとする。

第5条 甲は賃借土地を土地所有者に返還するときは、甲・乙協議によって定める公共用地を除き賃借面積に応じ比例按分して土地所有者に返還するものとする。但し、その返還地の割当については甲において原案を作成する。

2 前項の規定により土地所有者に返還するときは、双方立会のうえ検収し、了解のもとに返還するものとする。

3 事業途上及び返還後といえども、事業が原因で災害が生じたときは、甲の責任と負担において解決するものとする。

第6条 甲は乙に対し事業に必要な防災及び公害防止対策計画書、並びに事業に伴う関係者の同意書の写しを提示又は交付するものとする。

2 甲は乙に対し第5条の規定により返還するときの資料となる事業開始前の事業区域の丈量図及び完工予想図等の関係資料を交付するものとする。

第7条 この事業の実施に伴い必要となる事業区域外の進入路については、甲の負担においてその道路敷地を取得し築造するものとする。

第8条 この覚書により協議をしたときは、協定書を交換するものとする。

第9条 この覚書に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は

甲・乙協議しその都度本覚書を補完する。

甲・乙両者は誠意をもって協力し本覚書を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を所有するものとする。

昭和50年10月3日

甲 奈良市長

鍵田忠三郎



乙 奈良市米谷町自治会

会 長



協 定 書



奈良市米谷町地内において行う奈良市南部土地改良清美事業に
関し奈良市（以下「甲」という。）と奈良市米谷町（以下「乙」
という。）との間に次のとおり協定する。

第1条 甲は、奈良市米谷町地内に廃棄物（有害物を除く環境清
美工場で処理した焼却灰及び破碎物並びに土砂ガレキ）の
最終処理施設を設置するとともに、米谷町地区の農業生産
基盤の整備と生活環境の整備を図るために南部土地改良清
美事業（以下「事業」という。）を行うものとし、乙は、
甲の事業の推進に協力するものとする。

第2条 この協定の効力は、昭和61年4月1日から向こう10年間
とする。

2. 前項に定める期間内に事業が完了しないときは、期間が
満了する2年前より甲乙誠意をもって協議するものとする。

第3条 甲は、第1条に規定する事業遂行のため、米谷町地内
において実施する公共事業等の内容、その方法については、
甲乙協議の上、昭和61年度末までに決定するものとする。

第4条 甲は、乙に対し事業推進のために必要な助成を行うもの
とする。

第5条 甲は、事業に必要とする土地を乙に属する土地所有者か
ら第2条に定める期間賃借するものとする。

2. 前項の土地賃貸借料については、甲乙別途協議するもの
とする。

3. 立木等の補償は、甲乙協議により甲の定める公共用地の
取得に伴う損失補償基準によって算出した額とする。

第6条 甲は、賃借土地を土地所有者に返還するときは、甲乙協
議によって定める公共用地を除き賃借面積に応じ比例按分
して土地所有者に返還するものとする。ただし、その返還
地の割当については、甲において協定書締結後2年以内に
原案を作成提示するものとする。

2. 前項の規定により土地所有者に返還するときは、双方立
会の上、検収し了解のもとに返還するものとする。

3. 事業途上及び返還後といえども事業が原因で災害が生じ
たときは、甲の責任と負担において解決するものとする。

第7条 甲は、事業地及びその周辺の地域振興対策を推進するた
めに計画策定委員会を設置し、検討を行うものとする。

第8条 乙は、この事業の推進を図るため、乙に属する土地所有
者に対し甲が行う賃借権の設定に協力するものとする。

2. 乙に属する土地所有者が、賃貸借土地を売却、抵当権の
設定、その他の処分をするときは、あらかじめ甲に申し出



し、甲は協議に応ずるものとする。

第9条 甲は、乙に対し事業に必要な防災及び公害防止対策計画書を提示するものとする。

第10条 第1条に定める事業が天災地変、その他特別な事由により遂行できなくなったときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

第11条 この協定書に定めるもののほか、事業の推進に関し必要な事項は、甲乙別途協議するものとする。

甲乙両者は、誠意をもって協力し本協定書を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を所有するものとする。

昭和61年4月1日

甲 奈良市

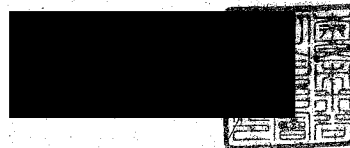
奈良市長

西田 米

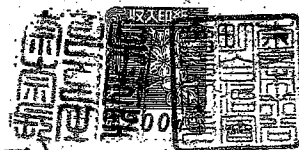


乙 奈良市米谷町

自治会長



覚 書 (第 一)



奈良市と奈良市米谷町は、奈良市南部土地改良清美事業について、協定書第4条及び第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり本覚書を交換する。

記

1. 賃借料について

(1) 1平方メートル当たり単価 (単位: 円)

区 分 \ 年 度		61 年 度	62 年 度	63 年 度
田と 堀池	地 目 別	175	186	197
	一 律	80	90	100
	計	255	276	297
畑	地 目 別	315	334	354
	一 律	80	90	100
	計	395	424	454
山林と 原野	地 目 別	122	130	138
	一 律	80	90	100
	計	202	220	238

(2) 昭和64年度以降については、3年ごとに10パーセントの増額を基本として双方協議の上、定めるものとする。

(3) 賃借料は、毎年5月末に支払うものとする。

2. 助成金として、毎年5月末日までに次のとおり交付するものとする。

(1) 事業推進助成金 380万円

(2) 環境保全対策助成金 100万円

(本投棄後 200万円)

3. 南部土地改良清美事業に伴う地元補償として、金4,000万円を支払うものとする。ただし、支払いについては、昭和62年度とする。

4. 物価指数が著しく変動したとき、その他正当な理由があるときは、双方協議するものとする。

昭和61年4月1日

奈良市

奈良市長

西田 義三



奈良市米谷町
自治会長



覚 書 (第二)

奈良市南部土地改良清美事業に関する協定書第3条の規定に基づき甲(奈良市)と乙(奈良市米谷町)とは、次のとおり本覚書を交換する。

1. 甲が米谷町地内で実施する公共事業等は、次のとおりとし、具体的な内容及びその方法については、甲、乙協議の上決定するものとする。

- (1) 福祉体育センター設置の助成
- (2) 日常生活道路(公道)の改良及び舗装
- (3) 農林道の改良及び舗装並びに農業用水路の改修
- (4) 簡易水道施設の整備
- (5) 市道精華14号線八丁坂橋の拡張
- (6) 名阪国道五ヶ谷インターカルポート拡張の促進
- (7) その他南部土地改良清美事業の推進に必要な関連事業

2. 甲は、前項の公共事業等のほか、別添計画表に基

づき、市道の改良及び舗装並びに市管理河川の改良(継続事業)を行うものとする。

3. 甲は、公共事業等の推進に当たっては、推進協議会を設け誠意をもって取り組むものとし、乙は、これに協力するものとする。

4. 本覚書に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとし、必要に応じて文書補完するものとする。

本覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を所有するものとする。

昭和62年3月11日

甲 奈良市

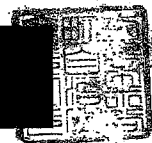
奈良市長

西田 栄

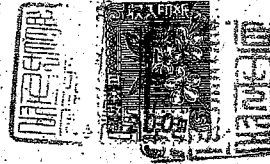


乙 奈良市米谷町

自治会長



覚 書 (第 三)



奈良市と奈良市米谷町は、奈良市南部土地改良清美事業について、協定書第5条第2項の規定に基づき、平成元年度以降3年間の賃借料について、下記のとおり本覚書を交換する。

記

1. 賃借料について

(1) 1平方メートル当たり単価

地 目	地目別	一律	計
田・溜池	215円	117円	332円
畑	388円	117円	505円
山林・原野	151円	117円	268円

平成元年4月1日

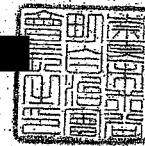
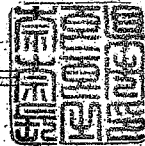
奈良市

奈良市長

奈良市米谷町

自治会長

西田 栄三



覚 書 (第 四)

奈良市と奈良市米谷町は、奈良市南部土地改良清美事業について、協定書第5条第2項の規定に基づき、平成4年度以降3年間の賃借料について、下記のとおり本覚書を交換する。

記

1. 賃借料について

(1) 1平方メートル当たり単価

地 目	地目別	一律	計
田・溜池	237円	136円	373円
畑	427円	136円	563円
山林・原野	166円	136円	302円

平成4年4月1日

奈良市

奈良市長

奈良市米谷町

自治会長

西田 栄三



覚 書 (第 五)

奈良市と奈良市米谷町は、奈良市南部土地改良清美事業について、協定書第5条第2項の規定に基づき、平成7年度の賃借料について、下記のとおり本覚書を交換する。

記

1. 賃借料について

(1) 1平方メートル当たり単価

地 目	地目別	一律	計
田・溜め池	264円	155円	419円
畑	476円	155円	631円
山林・原野	185円	155円	340円

平成7年4月1日

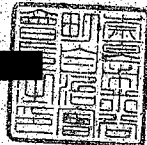
奈 良 市

奈良市長 大川 靖則



奈良市米谷町

自治会長



協 定 書

奈良市米谷町地内において行う奈良市南部土地改良清美事業に関し、奈良市（以下「甲」という。）と奈良市米谷町（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定する。

第1条 甲は、奈良市米谷町地内に廃棄物（有害物を除く環境清美工場で処理した焼却灰及び破砕物並びに土砂ガレキ）の最終処理施設を設置するとともに、米谷町地区の農業生産基盤の整備と生活環境の整備を図るために南部土地改良清美事業（以下「事業」という。）を行うものとし、乙は、甲の事業の推進に協力するものとする。

第2条 この協定の効力は、平成8年4月1日から向こう10年間とする。

2 前項に定める期間内に事業が完了しないときは、期間が満了する2年前より甲乙誠意をもって協議するものとする。

第3条 甲は、第1条に規定する事業遂行のため、米谷町地内において実施する公共事業等の内容、その方法については、甲乙協議の上、平成8年度末までに決定するものとする。

第4条 甲は、乙に対し事業推進のために必要な助成を行うものとする。

第5条 甲は、事業に必要とする土地を乙に属する土地所有者から第2条に定める期間賃借するものとする。

2 前項の土地賃借料については、甲乙別途協議するものとする。

3 立木等の補償は、甲乙協議により甲の定める公共用地の取得に伴う損失補償基準によって算出した額とする。

第6条 甲は、賃借土地を土地所有者に返還するときは、甲乙協議によって定める公共用地を除き賃借面積に応じ比例按分して土地所有者に返還するものとする。ただし、その返還地の割り当てについては、甲において協定書締結後2年以内に原案を作成提示するものとする。

2 前項の規定により土地所有者に返還するときは、双方立ち会いの上、検収し了解のもとに返還するものとする。

3 事業途上及び返還後といえども事業が原因で災害が生じたときは、甲の責任と負担において解決するものとする。

第7条 甲は、「奈良市南部土地改良清美事業地利用計画策定委員会」において、事業地及びその周辺の活性化を図るため、地域振興計画を策定すること。

第8条 乙は、この事業の推進を図るため、乙に属する土地所有者に対し甲が行う賃借権の設定に協力するものとする。

2 乙に属する土地所有者が、賃貸借土地を売却、抵当権の設定、その他の処分をするときは、あらかじめ甲に申し出し、甲は協議に応じるものとする。

第9条 甲は、乙に対し事業に必要な防災及び公害防止対策計画書を提示するものとする。

第10条 第1条に定める事業が天災地変、その他特別な事由により遂行できなくなったときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

第11条 この協定書に定めるもののほか、事業の推進に関し必要な事項は、甲乙別途協議するものとする。

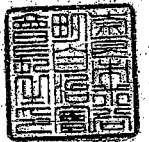
甲乙両者は、誠意をもって協力し本協定書を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を所有するものとする。

平成8年4月1日

甲 奈良市
奈良市長

大川 靖 貞

乙 奈良市米谷町
自治会長



覚 書 (第一)

奈良市と奈良市米谷町は、奈良市土地改良清美事業について、協定書第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり本覚書を交換する。

記

賃借料について

1. 1平方メートル当たり単価 (単位: 円)

年 度		8年度	9年度
区 分			
田	地 目 別	264	264
	一 律	155	155
	計	419	419
畑	地 目 別	476	476
	一 律	155	155
	計	631	631
山林	地 目 別	185	185
	一 律	155	155
	計	340	340

2. 賃借料は、毎年5月末に支払うものとする。

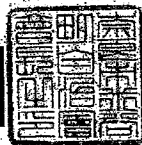
平成8年4月1日

奈良市
奈良市長

大川 靖 貞



奈良市米谷町
自治会長



覚 書 (第二)

奈良市と奈良市米谷町は、奈良市南部土地改良清美事業について、協定書に基づき、下記のとおり覚書を交換する。

記

1. 助成金として、毎年5月末までに次のとおり交付するものとする。

ただし、平成8年度分は年度末までに交付するものとする。

(1) 事業推進助成金 570万円

(2) 環境保全対策助成金 230万円

2. 南部土地改良清美事業に伴う更新料(地元補償)として金1億円を支払うものとする。

3. 平成10年度以降の賃借料については、3年ごとに10パーセントの増額を基本として双方協議の上、定めるものとする。

4. 物価指数が著しく変動したとき、その他正当な理由があるときは、双方協議するものとする。

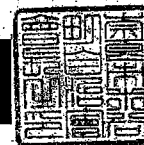
平成8年4月1日

奈良市
奈良市長

大川 靖 貞



奈良市米谷町
自治会長



覚 書 (第三)

奈良市南部土地改良清美事業に関する協定書第三条に基づき奈良市（以下「甲」という。）と奈良市米谷町（以下「乙」という。）とは下記のとおりに本覚書を交換する。

1. 甲が米谷町地内で実施する公共事業等は、次のとおりとし、具体的な内容及びその方法については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(1) 町民センター建設の助成

(2) 河川改修

ア 米谷川上流

イ 塚穴川上流

ウ 仮称福石川（横手武宅裏～ナメン新道迄）

(3) 農林道の改良及び舗装並びに農業用水路の改修

ア 北中田～三反田（高瀬川沿） 幅 3 m

イ 福石道 幅 3 m

ウ ヤシャレ道 幅 3 m

エ ショゴンデ道（市道より上不動ガ滝迄） 幅 5 m

オ 農業用水路

（ア）北中田イデ

（イ）保治イデ

（ウ）薬師の向かいイデ

(4) その他南部土地改良清美事業の推進に必要な関連事業

2. 甲は、前項の公共事業等のほか、未完了の継続事業については、早期完了するものとする。

3. 甲と乙は、米谷町地内で実施する公共事業等の推進にあたっては、推進協議会において、関係各課と定期的（年2回）に誠意をもって協議し、乙はその実施にあたっては協力するものとする。

4. 本覚書に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、決定するものとし、必要に応じて文書補完するものとする。

本覚書の交換を証するため、本覚書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を所有するものとする。

平成9年 3 月 4 日

甲 奈良市
奈良市長

大 川 靖

乙 奈良市米谷町
自治会長



奈良市と奈良市米谷町とは、覚書（第三）1の（4）に基づく、上・下水道の整備については、双方協議のうえ、決定するものとする。

平成9年3月 4 日

奈良市長
大 川 靖 則



奈良市米谷町自治会
会 長



覚 書（第四）

奈良市と奈良市米谷町は、奈良市南部土地改良清美事業について、協定書第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり本覚書を交換する。

記

賃借料について

1. 1平方メートル当たり単価（単価：円）

年 度		10年度	11年度	12年度
区 分				
田	地 目 別	297	297	297
	一 律	174	174	174
	計	471	471	471
畑	地 目 別	535	535	535
	一 律	174	174	174
	計	709	709	709
山林	地 目 別	208	208	208
	一 律	174	174	174
	計	382	382	382

2. 賃借料は、毎年5月末に支払うものとする。

平成10年4月1日

奈良市
奈良市長

大 川 靖 則

奈良市米谷町
自治会長



覚 書

奈良市南部土地改良清美事業第1工区の埋立完了した最終処分場を整備するにあたり、奈良市（以下「甲」という。）と奈良市米谷町自治会（以下「乙」という。）との間に次の覚書を交換する。

第1条 甲は、南部土地改良清美事業第1工区最終処分場の整備（以下「仮整備」という。）を行うものとして、乙は甲の事業の推進に協力するものとする。

第2条 甲は、跡地有効利用の仮整備を遂行するに当たり、乙は、借地権者及び町民の意見を反映させるため、乙の主導の基に責任をもって企画構想案を作成するものとし、甲はそれに係る費用を助成するものとする。

2 助成金については、予算の範囲内とする。

第3条 乙は、前条の仮整備の企画構想案を作成するに当たっては、農業生産基盤整備するのではなく、自然環境との共生と環境破壊を起こさない、暮らしやすい環境整備及び次世代のニーズを取り入れた企画構想案を甲と協議し、作成する。

第4条 甲は仮整備を行うにあたり、平成8年4月1日から平成12年4月30日までに投入された埋立物（焼却灰・破砕不燃物）を現状保管し、仮整備に当たっては、これを持ち出しせず、工事に際しては、必要最小限の場内移動に留め、盛土をして環境保全及び防災面に配慮のうえ整備を行うものとし、乙は、これに同意するものとする。

第5条 甲は仮整備の工事を行うにあたり、乙からの企画構想案を最大限尊重するものとし、それに要する工事等の費用は甲の負担とする。

上記覚書の証しとして本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通保有するものとする。

平成12年12月20日

甲 奈良市
奈良市長

大 川 靖 則

乙 奈良市米谷町自治会
会 長



覚 書（第五）

奈良市と奈良市米谷町は、奈良市南部土地改良清美事業について、協定書第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり本覚書を交換する。

記

賃借料について

1・1平方メートル当たり単価

（単価：円）

年 度		13年度	14年度	15年度
区 分				
田	地目別	334	334	334
	一 律	196	196	196
	計	530	530	530
畑	地目別	602	602	602
	一 律	196	196	196
	計	798	798	798
山林	地目別	234	234	234
	一 律	196	196	196
	計	430	430	430

2・賃借料は、毎年5月末に支払うものとする。

平成13年4月1日

奈良市

奈良市長 大川 靖



奈良市米谷町

自治会長



覚 書（第六）

奈良市と奈良市米谷町は、奈良市南部土地改良清美事業について、協定書第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり本覚書を交換する。

記

賃借料について

1・1平方メートル当たりの単価

（単価：円）

年 度		16年度	17年度
区 分			
田	地目別	367	367
	一 律	216	216
	計	583	583
畑	地目別	661	661
	一 律	216	216
	計	877	877
山林	地目別	257	257
	一 律	216	216
	計	473	473

2・賃借料は、毎年5月末に支払うものとする。

3・平成8年4月1日付覚書（第二）3については、2年間に変更する。

平成16年4月1日

奈良市

奈良市長 大川 靖



奈良市米谷町

自治会長



協 定 書

奈良市米谷町地内において行う奈良市南部土地改良清美事業に関し、奈良市(以下「甲」という。)と奈良市米谷町(以下「乙」という。)との間に次のとおり協定する。

第1条 甲は、奈良市米谷町地内に廃棄物(有害物を除く環境清美工場で処理した焼却灰及び破砕物並びに土砂ガレキ)の最終処理施設を設置するとともに、米谷町地区の農業生産基盤の整備と生活環境の整備を図るために南部土地改良清美事業(以下「事業」という。)を行うものとし、乙は、甲の事業の推進に協力するものとする。

第2条 この協定の効力は、平成18年4月1日から同10年間とする。

2 前項に定める期間内に事業が完了しないときは、期間が満了する2年前より甲乙誠意をもって協議するものとする。

第3条 甲は、第1条に規定する事業遂行のため、米谷町地内において実施する公共事業等の内容、その方法については、甲乙協議の上、平成18年度末までに決定し、覚書を締結するものとする。

2 甲は、前項で決定した内容は誠意をもって実行し完了に努める。

第4条 甲は、乙に対し事業推進のために必要な助成を行うものとする。

第5条 甲は、事業に必要とする土地を第2条に定める期間賃借するものとする。ただし、賃借期間に変更が生じる場合、甲乙誠意をもって協議するものとする。

2 前項の土地賃借料については、甲乙別途協議するものとする。

3 乙に属さない土地所有者との協議は、前2項に準じて甲が行うものとする。

第6条 事業が完了したときは、甲は、第5条に定める土地を別に定める公共用地を除き、借地面積に応じ比例按分して土地所有者に返還するものとする。公共用地の決定に当たっては、甲は乙に協議するものとする。

2 前項の規定により第5条に定める土地を土地所有者に返還するときは、双方立ち会の上検収し了解のもとに返還するものとする。

3 事業途上及び返還後といえども事業が原因で災害が生じたときは、甲の責任と負担において解決するものとする。

第7条 甲は、事業地及び事業地周辺の活性化を図る地域振興計画を策定するため、別に定めるところにより「奈良市南部土地改良清美事業地利用計画策定委員会」を設置するものとする。

第8条 この事業の推進を図るため、甲は、第5条に定める土地に対し賃借権の設定を行うものとする。

2 乙は、前項の賃借権の設定に協力するものとする。

3 事業地内の土地所有者は、賃貸借土地を売却、抵当権の設定、その他の処分をするときは、あらかじめ甲に申し出し、甲は協議に応じるものとする。

第9条 甲は、乙に対し事業に必要な防災及び公害防止対策計画書を提示するものとする。

第10条 第1条に定める事業が天災地変、その他特別な事由により遂行できなくなったときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

第11条 この協定書に定めるもののほか、事業の推進に関し必要な事項は、甲乙別途協議するものとする。

甲乙両者は、誠意をもって協力し本協定書を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を所有するものとする。

平成18年4月1日

甲 奈良市
奈良市長

藤原 昭


乙 奈良市米谷町
自治会長



覚 書(第一)

奈良市(以下「甲」という。)と奈良市米谷町(以下「乙」という。)は、奈良市南部土地改良清美事業について、協定書第4条及び第5条に基づき、下記のとおり覚書を交換する。

記

1. 甲は、乙に毎年5月末までに助成金を交付するものとする。

ただし、平成18年度分は当該年度末までに次のとおり交付するものとする。平成19年度以降の助成金の額については、平成18年度分の額を基本としてその都度甲乙協議して定めるものとする。

- (1) 事業推進助成金 770万円
- (2) 環境保全対策助成金 230万円

2. 甲は、南部土地改良清美事業に伴う更新料(地元補償)を、平成18年度及び平成23年度に次のとおり乙に支払うものとする。

- (1) 平成18年度 金1億円
- (2) 平成23年度 平成18年度の2分の1の額を基本として甲乙協議して定める額

3. 協定書第5条に基づく賃借料の額については、平成17年度を基準として、この覚書の交換年から3年ごとに、経済情勢及び地価を総合的に勘案して、甲乙協議の上定めるものとする。

4. 前項の賃借料の額は、経済情勢及び地価の著しい変動等特別の事情があると認められるときは、甲乙協議するものとする。

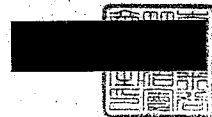
平成18年4月1日

甲 奈良市
奈良市長

藤原



乙 奈良市米谷町
自治会長



覚 書

平成18年4月1日付け締結の覚書(第一)第2項2号に基づき協議した結果、平成23年度に南部土地改良清美事業に伴う更新料(地元補償)の額を次のとおり決定する。

1. 甲は、乙に、平成23年度に南部土地改良清美事業に伴う更新料(地元補償)として次に掲げる額を5月末日までに支払うものとする。

- (1) 南部土地改良清美事業に伴う更新料(地元補償) 5,000万円

平成23年4月1日

(甲) 奈良市

奈良市長 仲川 元



(乙) 奈良市米谷町自治会

会 長





覚 書

平成18年4月1日付け締結の覚書（第一）第1項に基づき協議した結果、
平成20年度の助成金の額を次のとおり決定する。

1. 甲は、乙に、平成20年度分の助成金として次に掲げる額を5月末日まで
に交付するものとする。

- | | | |
|-----|-----------|---------|
| (1) | 事業推進助成金 | 1,570万円 |
| (2) | 環境保全対策助成金 | 230万円 |

平成20年4月1日

(甲) 奈良市

奈良市長 藤 原



(乙) 奈良市米谷町自治会

会 長



覚 書

平成18年4月1日付け締結の覚書（第一）第1項に基づき協議した結果、
平成21年度の助成金の額を次のとおり決定する。

1. 甲は、乙に、平成21年度分の助成金として次に掲げる額を5月末日まで
に交付するものとする。

- | | | |
|-----|-----------|---------|
| (1) | 事業推進助成金 | 1,070万円 |
| (2) | 環境保全対策助成金 | 230万円 |

平成21年4月1日

(甲) 奈良市

奈良市長 藤 原



(乙) 奈良市米谷町自治会

会 長



覚書(第二)

奈良市と奈良市米谷町は、奈良市南部土地改良清美事業について、協定書第5条第2項及び第8項の規定に基づき、下記のとおり本覚書を交換する。

記

賃借料について

1. 1平方メートル当たり単価

(単位:円)

区分	年度	18年度 から 20年度
田・溜池	地目別	367
	一律	216
	計	583
畑	地目別	661
	一律	216
	計	877
山林・原野	地目別	257
	一律	216
	計	473

2. 賃借料は、毎年5月末に支払うものとする。

平成18年4月1日

甲 奈良市
奈良市長

藤原



乙 奈良市米谷町
自治会長



覚書(第二の二)

奈良市と奈良市米谷町は、奈良市南部土地改良清美事業について、平成18年度に締結した協定書第5条第2項及び第3項に基づき、下記のとおり本覚書を交換する。

記

賃借料について

1. 1平方メートル当たり単価

(単位:円)

区分	年度	21年度 から 23年度
田・溜池	地目別	367
	一律	216
	計	583
畑	地目別	661
	一律	216
	計	877
山林・原野	地目別	257
	一律	216
	計	473

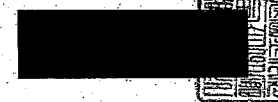
2. 賃借料は、毎年5月末に支払うものとする。

平成21年4月1日

甲 奈良市
奈良市長 藤原



乙 奈良市米谷町
自治会 会長



覚書（第二の三）

奈良市と奈良市米谷町は、奈良市南部土地改良清美事業について、平成18年度に締結した協定書第5条第2項及び第3項に基づき、下記のとおり本覚書を交換する。

記

賃借料について

1. 1平方メートル当たり単価

(単位：円)

区分	年度	24年度 から 26年度
	地目別	
田・溜池	一律	367
	計	216
	計	583
畑	地目別	661
	一律	216
	計	877
山林・原野	地目別	257
	一律	216
	計	473

2. 賃借料は、毎年5月末に支払うものとする。

平成24年4月1日

甲 奈良市
奈良市長 仲川 元 磨

乙 奈良市米谷町
自治会 会長 [Redacted]

覚書（第二の三）

奈良市と奈良市米谷町は、奈良市南部土地改良清美事業について、平成18年度に締結した協定書第5条第2項及び第3項に基づき、下記のとおり本覚書を交換する。

記

賃借料について

1. 1平方メートル当たり単価

(単位：円)

区分	年度	27年度
	地目別	
田・溜池	一律	367
	計	216
	計	583
畑	地目別	661
	一律	216
	計	877
山林・原野	地目別	257
	一律	216
	計	473

2. 賃借料は、毎年5月末に支払うものとする。

平成27年4月1日

甲 奈良市
奈良市長 仲川 元 磨

乙 奈良市米谷町
自治会 会長 [Redacted]

覚 書 (第三の1)

奈良市と奈良市米谷町は、奈良市南部土地改良清美事業遂行に伴う土地買収価格について、下記のとおり本覚書を交換する。

記

1. 土地買収価格は、鑑定価格を基準とする。
2. 前項の土地買収価格が、経済状況・地価の動向等により、著しく変動し特別な事情が有ったと認められる時は、前項の規定の有効期間は、この覚書の交換の翌年から向こう5年間とする。
3. 前項の場合において、土地買収価格の基準は、前項に定める期間が満了する2年前より甲・乙協議の上定めるものとする。

平成18年 8月 15日

甲 奈良市

奈良市長 藤 原 昭



乙 奈良市米谷町

自治会長



覚 書 (第四)

奈良市南部土地改良清美事業に関する協定書第三条に基づき奈良市（以下「甲」という。）と奈良市米谷町（以下「乙」という。）とは下記のとおり本覚書を交換する。

甲が奈良市米谷町地内で実施する公共事業等は、次のとおりとし、具体的な内容及びその方法については、甲・乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 米谷町集会所のリフレッシュ工事の助成
- (2) 河川改修
 - ア 米谷川上流（栗師向かいイデから滝壺まで）
- (3) 農林道の新設
 - ア ショゴンデ道支線（ショゴンデ道から滝行き道、約70m）
- (4) 上水道・消防施設
 - ア 上水道・消防施設については、平成18年8月15日付けの確認書のとおり実施するものとする。
- (5) 滝及び周辺整備
 - ア 滝の整備
 - イ 滝行き道（里道）の整備
 - ウ 滝周辺整備
- (6) その他南部土地改良清美事業の推進に必要な関連事業
 - ア 東田宅裏U型側溝等による排水路整備
 - イ ナメン道・川の修復工事
 - ウ 西山北道の整備
 - エ 米谷町内の現道の補修及び施設整備
 - オ その他要望書等による関連事業

2. 甲は、前項の公共事業等のほか、未完了の継続事業については、早期に完了するものとする。

3. 甲と乙は、米谷町内で実施する公共事業等の推進にあたっては、関係各課と定例会（5月・10月頃）、推進協議会（7月頃）を開催し誠意をもって協議にあたる。乙はその実施にあたっては協力するものとする。

4. 本覚書に疑義が生じたときは、甲・乙協議の上、決定するものとし、必要に応じて文書補完するものとする。

本覚書の交換を証するため、本覚書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を所有するものとする。

平成19年 4月 1日

甲 奈良市

奈良市長 藤原



乙 奈良市米谷町

自治会会長



覚 書 (第五)

平成18年4月1日付け締結の覚書(第一)第1項に基づき協議した結果、平成19年度の助成金の額は次のとおり決定する。

1. 甲は、乙に毎年5月末までに次に掲げる額の助成金を交付するものとする。

(1) 事業推進助成金 1,570万円

(2) 環境保全対策助成金 230万円

平成19年4月1日

奈良市

奈良市長 藤原



奈良市米谷町自治会

会長



協 定 書

近年においては、大きな自然災害等が多く発生しており、市民生活の衛生環境を安定して継続して行くことは自治体にとって重要な責務となる。

奈良市南部土地改良清美事業(以下「本事業」という。)は奈良市の環境行政にとって必要不可欠な事業であり、地元住民の方々の理解と協力により昭和52年度から試験投入し、昭和56年度から本格投入を開始し、継続している事業である。

なお、本事業は経済情勢等の時代のニーズを考慮しながら、事業終了後の事業用地に関しても、地元住民の方々と協働しながら市民生活にとって有効な活用方法を検討していくものとする。

前述の経過を踏まえ、奈良市米谷町地内において行う本事業に関し、奈良市(以下「甲」という。))と奈良市米谷町(以下「乙」という。))との間に次のとおり協定する。

第1条 甲は、奈良市米谷町地内に廃棄物(有害物を除く)集積清美工場で処理した焼却灰及び破砕物並びに土砂ガレキの最終処理施設を設置するとともに、米谷町地区内の農業生産基盤の整備と生活環境の整備を図るために本事業を行うものとし、乙は、甲の事業の推進に協力するものとする。

第2条 この協定の効力は、平成28年4月1日から向こう10年間とする。

2 前項に定める期間内に本事業が完了しないときは、期間が満了する2年前より甲乙誠意をもって協議に入るものとする。

第3条 甲は、第1条に規定する本事業の遂行のため、米谷町地内において実施する公共事業等の内容、その方法については、甲乙協議の上、平成28年度末までに決定し、覚書を締結するものとする。

2 甲は、前項で決定した内容は誠意をもって実行し完了に努める。

第4条 甲は、乙に対し本事業の推進のために必要な助成を行うものとする。

第5条 甲は、本事業に必要とする土地を第2条に定める期間賃借するものとする。ただし、賃借期間に変更が生じる場合、甲乙誠意をもって協議するものとする。

2 前項の土地賃借料については、甲乙別途協議するものとする。

3 乙に属さない土地所有者との協議は、前2項に準じて甲が行うものとする。

第6条 第5条に定める土地の事業完了までの使用形態については、甲乙双方で協議するものとする。また、完了後の土地の利用についても甲乙協議の上決定するものとする。

2 前項における協議の結果、第5条に定める土地を所有者に返還する場合は、別に定める公共用地を除き、借地面積に応じ比例按分して土地所有者に返還するものとする。公共用地の決定に当たっては、甲は乙に協議するものとする。

3 事業途上及び返還後といえども本事業が原因で災害が生じたときは、甲の責任と負担において解決するものとする。

第7条 甲は、「奈良市南部土地改良清美事業地利用計画策定協議会」において、事業地及びその周辺の活性化を図るため地域振興計画を策定するものとする。

2 甲は前項の資料として、最終処分場の最終埋立完了予定図を提示するものとする。

第8条 本事業の推進を図るため、甲は、第5条に定める土地に対し賃借権の設定を行うものとする。

2 乙は、前項の賃借権の設定に協力するものとする。

3 事業地内の土地所有者は、賃貸借土地を売却、抵当権の設定、その他の処分をするときは、あらかじめ甲に申し出し、甲は協議に応じるものとする。

第9条 甲は、乙に対し本事業に必要な防災及び公害防止対策計画書を提示するものとする。

第10条 第1条に定める本事業が天災地変、その他特別な事由により遂行できなくなったときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

第11条 この協定書に定めるもののほか、本事業の推進に関し必要な事項は、甲乙別途協議するものとする。

甲
印

平

甲乙両者は、誠意をもって協力し、本協定を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を所有するものとする。

平成28年4月1日

甲 奈良市

奈良市長

仲川 元 厚



乙 奈良市米谷町

自治会長



覚書（第一）

奈良市（以下「甲」という。）と奈良市米谷町（以下「乙」という。）は、奈良市南部土地改良清美事業について、協定書第4条及び第5条に基づき、下記のとおり覚書を交換する。

記

1. 甲は、乙に毎年5月末までに助成金を交付するものとする。

ただし、平成28年度分は次のとおり交付するものとし、平成29年度以降の助成金の額については、平成28年度分の額を基本としてその都度甲乙協議して定めるものとする。

- (1) 事業推進助成金 770万円
- (2) 環境保全対策助成金 230万円

2. 甲は、南部土地改良清美事業に伴う更新料（地元補償）を、平成28年度・平成30年度・平成32年度に次のとおり乙に支払うものとする。

- (1) 平成28年度 6,000万円
- (2) 平成30年度、平成32年度についてはそれぞれ平成28年度額を基本として甲乙協議して定める額

3. 協定書第5条に基づく賃借料の額については、平成27年度を基準として、甲乙協議の上定める。

この覚書の交換の次年度から3年ごとに、経済情勢及び地価を総合的に勘案して、甲乙協議の上定めるものとする。

4. 前項の賃借料の額は、経済情勢及び地価の著しい変動等特別の事情があると認められるときは、甲乙協議するものとする。

平成28年4月1日

甲 奈良市
奈良市長

仲川 元 肩



乙 奈良市米谷町
自治会長



覚書

平成28年4月1日付け締結の覚書（第一）第2項2号に基づき協議した結果、平成30年度の南部土地改良清美事業に伴う更新料（地元補償）の額を次のとおり決定する。

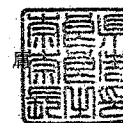
1. 甲は、乙に、平成30年度に南部土地改良清美事業に伴う更新料（地元補償）として次に掲げる額を5月末日までに支払うものとする。

- (1) 南部土地改良清美事業に伴う更新料（地元補償） 6,000万円

平成30年4月1日

(甲) 奈良市

奈良市長 仲川 元 肩



(乙) 奈良市米谷町自治会
会長



覚 書

平成28年4月1日付け締結の覚書(第一)第2項2号に基づき協議した結果、令和2年度の南部土地改良清美事業に伴う更新料(地元補償)の額を次のとおり決定する。

1. 甲は、乙に、令和2年度に南部土地改良清美事業に伴う更新料(地元補償)として次に掲げる額を5月末日までに支払うものとする。

(1) 南部土地改良清美事業に伴う更新料(地元補償) 6,000万円

令和2年 々 月 / 日

(甲) 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲 川 元 庸



(乙) 奈良市米谷町306

奈良市米谷町自治会

自治会長



覚 書

平成28年4月1日付け締結の覚書(第一)第1項に基づき協議した結果、平成29年度の助成金の額を次のとおり決定する。

1. 甲は、乙に、平成29年度分の助成金として次に掲げる額を5月末日までに交付するものとする。

(1) 事業推進助成金	937万7千円
(2) 環境保全対策助成金	230万円

平成29年4月1日

(甲) 奈良市

奈良市長 仲 川 元 庸



(乙) 奈良市米谷町自治会

会 長



覚 書

平成28年4月1日付け締結の覚書（第一）第1項に基づき協議した結果、
平成30年度の助成金の額を次のとおり決定する。

1. 甲は、乙に、平成30年度分の助成金として次に掲げる額を5月末日まで
に交付するものとする。

- | | | |
|-----|-----------|-----------|
| (1) | 事業推進助成金 | 2,239万9千円 |
| (2) | 環境保全対策助成金 | 230万円 |

平成30年4月1日

(甲) 奈良市

奈良市長 仲 川 元



(乙) 奈良市米谷町自治会

会 長



覚 書

平成28年4月1日付け締結の覚書（第一）第1項に基づき協議した結果、
平成31年度の助成金の額を次のとおり決定する。

1. 甲は、乙に、平成31年度分の助成金として次に掲げる額を5月末日まで
に交付するものとする。

- | | | |
|-----|-----------|---------|
| (1) | 事業推進助成金 | 1,720万円 |
| (2) | 環境保全対策助成金 | 230万円 |

平成31年4月1日

(甲) 奈良市

奈良市長 仲 川 元



(乙) 奈良市米谷町自治会

会 長



覚 書

平成28年4月1日付け締結の覚書（第一）第1項に基づき協議した結果、
令和2年度の助成金の額を次のとおり決定する。

1. 甲は、乙に、令和2年度分の助成金として次に掲げる額を5月末日までに
交付するものとする。

(1) 事業推進助成金 1,270万円

(2) 環境保全対策助成金 230万円

令和2年 4 月 / 日

(甲) 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲 川 元 磨



(乙) [Redacted]

奈良市米谷町自治会

自治会長 [Redacted]



覚書（第二）

奈良市と奈良市米谷町は、奈良市南部土地改良清美事業について、協定書第5条第2項及び第3項の規定に基づき、下記のとおり本覚書を交換する。

記

賃借料について

1. 1平方メートル当たり単価

(単位：円)

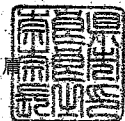
区分 \ 年度		28年度
田・溜池	地目別	367
	一律	216
	計	583
畑	地目別	661
	一律	216
	計	877
山林・原野	地目別	257
	一律	216
	計	473

2. 賃借料は、5月末に支払うものとする。

平成28年4月1日

甲 奈良市
奈良市長

仲川元



乙 奈良市米谷町
自治会長

[Redacted]



覚書（第二の二）

奈良市と奈良市米谷町は、奈良市南部土地改良清美事業について、協定書第5条第2項及び第3項の規定に基づき、下記のとおり本覚書を交換する。

記

賃借料について

1. 1平方メートル当たり単価

(単位：円)

区分 \ 年度		29年度 から 31年度
田・溜池	地目別	367
	一律	216
	計	583
畑	地目別	661
	一律	216
	計	877
山林・原野	地目別	257
	一律	216
	計	473

2. 賃借料は、5月末に支払うものとする。

平成29年4月1日

甲 奈良市
奈良市長

仲川元



乙 奈良市米谷町
自治会 会長

[Redacted]





覚書（第二の三）

奈良市と奈良市米谷町は、奈良市南部土地改良清美事業について、協定書第5条第2項及び第3項の規定に基づき、下記のとおり本覚書を交換する。

記

賃借料について

1. 1平方メートル当たり単価

(単位：円)

区分	年度	2年度 から 4年度
	地目別	
田・溜池	一律	367
	計	216
		583
畑	地目別	661
	一律	216
	計	877
山林・原野	地目別	257
	一律	216
	計	473

2. 賃借料は、5月末に支払うものとする。

令和2年 4月 / 日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川 元 郎



乙

奈良市米谷町自治会
自治会長



覚書（第二の四）

奈良市と奈良市米谷町は、奈良市南部土地改良清美事業について、協定書第5条第2項及び第3項の規定に基づき、下記のとおり本覚書を交換する。

記

賃借料について

1. 1平方メートル当たり単価

(単位：円)

区分	年度	5年度 から 7年度
	地目別	
田・溜池	一律	367
	計	216
		583
畑	地目別	661
	一律	216
	計	877
山林・原野	地目別	257
	一律	216
	計	473

2. 賃借料は、5月末に支払うものとする。

令和5年 4月 1日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川 元 郎



乙

奈良市米谷町自治会
自治会長



覚書（第三）

奈良市と奈良市米谷町は、奈良市南部土地改良清美事業遂行に伴う土地買収価格について、下記のとおり本覚書を交換する。

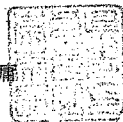
記

1. 土地買収価格は鑑定価格を基準とする。
2. 前項の土地買収価格が、経済状況・地価の動向等により、著しく変動し特別な事情があったと認められる時は前項の規定の有効期間は、この覚書の交換の翌年から向こう5年間とする。
3. 前項の場合において、土地買収価格の基準は、前項に定める期間が満了する2年前より甲・乙協議の上定めるものとする。

平成29年3月31日

甲 奈良市
奈良市長

仲川 元 庸



乙 奈良市米谷町
自治会長



覚書（第四）

奈良市南部土地改良清美事業に関する協定書第3条に基づき奈良市（以下「甲」という。）と奈良市米谷町（以下「乙」という。）とは下記のとおり本覚書を交換する。

1. 甲が奈良市米谷町地内で実施する公共事業等は、次のとおりとし、具体的な内容及びその方法については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 墓地への給水設備の設置（遺骨埋葬墓地入口付近）
- (2) コミュニティーバスのバス停の新設設置（裏野宅前付近）
- (3) 防火水槽未整備地域の防火水槽整備
（既存防火水槽での消火活動に支障が予想される所への防火水槽の新設）
- (4) 住宅近隣地域の公共物（市道等）で大規模災害の予想される所の整備
- (5) 土地改良清美事業第一工区事業地内の進入道路の整備
（白山比咩神社西側場内道路の改良工事）



(6) 共同墓地の整備 (墓地南側U字溝水路の補修)

(7) ゲートボール場下のグランド整備 (南側U字溝水路及び入口フェンスの補修)

2. 甲は、前項の公共事業等のほか、未完了の継続事業については、早期完了するものとする。

3. 甲と乙は、米谷町地内で実施する公共事業等の推進にあたっては、関係各課と定例会、推進協議会等において、誠意をもって協議し、善処するものとする。

乙はその実施にあたっては協力するものとする。

4. 本覚書に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、決定するものとし、必要に応じて文書補完するものとする。

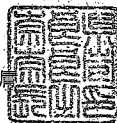
本覚書の交換を証するため、本覚書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を所有するものとする。

平成29年3月31日

甲 奈良市

奈良市長

仲 川 元 郎



乙 奈良市米谷町

自治会長



南部土地改良清美事業に伴う環境及び水
質の保全並びに災害防止に関する協定書

奈良市（以下「甲」という。）と、奈良市精華地区住民代表者
奈良市精華地区自治連合会会長（以下「乙」という。）との間に
おいて、甲が行う南部土地改良清美事業（以下「事業」という。）
に係る環境及び水質の保全並びに災害防止（以下「公害等」とい
う。）に関し、次のとおり協定する。

第1条 この協定は、事業の実施地域の住民（以下「地域住民」
という。）の生活環境の保全と、事業の円滑な推進を図ること
を目的とする。

第2条 甲及び乙は、互いの権利義務を尊重し、信義に従い各条
項を誠実に履行するものとする。

第3条 甲は、事業実施に当つては、水質の汚濁・土壌の汚染・
悪臭の発生・土砂の流失・出水等により地域住民の生活環境並
びに農業生産に影響を及ぼすことのないよう、総合的にその対
策を推進する。

第4条 甲は、事業実施に当つては、公害等の防止の研究、改善
について不断的努力を続けるとともに、公害等の防止に関する
技術の開発に応じ、積極的にその改善を行う。

第5条 甲は、菩提山川を水源としている簡易水道については、

水源変更の措置を講じ、水源確保にあたるものとする。

第6条 甲は、事業の実施にあたり、公害等の対策の万全を期す
ため、学識経験者及び地域住民の代表者で構成する調査及び審
議のための機関を設けるものとする。

第7条 甲は、事業に伴い甲の責に帰すべき理由により地域住
民に被害を与えた場合は、速やかに誠意をもつてその対策を講
じるとともに、損害を補償するものとする。

第8条 事業の実施に伴う乙の付帯条件については別途協議す
る。

第9条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生
じたとき、この協定に定める事項について疑義が生じたとき、
又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、そのつ
ど甲・乙協議して定める。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、当事者が各1
通を保有する。

昭和52年2月24日

甲

奈良市長

建田忠三郎

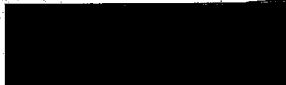


乙

奈良市精華地区住民代表

奈良市精華地区自治連合会

会長



立会人

奈良市議会議長

加藤利根



奈良市議会
教育厚生委員長

浅川清一



覚 書



昭和52年2月24日付け締結の協定書第8条による要望に対する回答（昭和52年11月12日施行）に基づき協議した結果、令和3年度の交付金の額を次のとおり決定する。

1. 甲は、乙に、令和3年度分の交付金として次に掲げる額を4月末日までに交付するものとする。

(1) 奈良市精華地区南部土地改良清美事業

対策協議会運営交付金

450万円

令和3年4月1日

(甲) 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲 川 元 庸



(乙)

奈良市精華地区南部土地改良

清美事業対策協議会

会 長



覚 書

昭和52年2月24日付け締結の協定書第8条による要望に対する回答（昭和52年11月12日施行）に基づき協議した結果、令和4年度の交付金の額を次のとおり決定する。

1. 甲は、乙に、令和4年度分の交付金として次に掲げる額を4月末日までに交付するものとする。

(1) 奈良市精華地区南部土地改良清美事業

対策協議会運営交付金

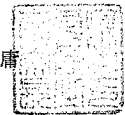
450万円

令和4年4月1日

(甲) 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲 川 元 庸



(乙)

奈良市精華地区南部土地改良

清美事業対策協議会

会 長



覚 書

昭和52年2月24日付け締結の協定書第8条による要望に対する回答（昭和52年11月12日施行）に基づき協議した結果、令和5年度の交付金の額を次のとおり決定する。

1. 甲は、乙に、令和5年度分の交付金として次に掲げる額を4月末日までに交付するものとする。

(1) 奈良市精華地区南部土地改良清美事業

対策協議会運営交付金

450万円

令和5年4月1日

(甲) 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲 川 元 庸



(乙) [Redacted]

奈良市精華地区南部土地改良

清美事業対策協議会

会 長 [Redacted]



覚 書

昭和52年2月24日付け締結の協定書第8条による要望に対する回答（昭和52年11月12日施行）に基づき協議した結果、令和6年度の交付金の額を次のとおり決定する。

1. 甲は、乙に、令和6年度分の交付金として次に掲げる額を4月末日までに交付するものとする。

(1) 奈良市精華地区南部土地改良清美事業

対策協議会運営交付金

450万円

令和6年4月1日

(甲) 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲 川 元 庸



(乙) [Redacted]

奈良市精華地区南部土地改良

清美事業対策協議会

会 長 [Redacted]



覚 書

昭和52年2月24日付け締結の協定書第8条による要望に対する回答（昭和52年11月12日施行）に基づき協議した結果、令和7年度の交付金の額を次のとおり決定する。

1. 甲は、乙に、令和7年度分の交付金として次に掲げる額を4月末日までに交付するものとする。

(1) 奈良市精華地区南部土地改良清美事業

対策協議会運営交付金

450万円

令和7年4月1日

(甲) 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲 川 元 庸



(乙)

奈良市精華地区南部土地改良

清美事業対策協議会

会 長



「 確 認 書 」

奈良市が、精華地区の最上流域において施工している南部土地改良整備事業のうち、第2工区の汚水排水については、施工当初に将来においても流域を変えることなく、天理市側へ放流するという実施計画の説明を受けたことから、地元興隆寺町自治会は、その説明を信じて、若干の地域内での公共工事を条件として、本事業に同意したものであります。

しかるに、平成8年秋、突然に第2工区の汚水排水の放流先を、当初の地元説明に反しポンプアップにより、興隆寺町地内五ヶ谷へ変更するという打診が興隆寺町にありました。

興隆寺町全住民は、奈良市の、基本的な事項をいともたやすく、ましてや奈良市側住民にとって不利となる変更に踏み切るといふ節操のない行政運営に大きな疑問と不信感を抱きました。

その後、興隆寺町は、奈良市と話し合いを持つべく、要請をしたが、奈良市は精華地区自治連合会及び精華地区南部土地改良清美事業対策協議会を通さなければ、話し合いには応じないとの厳しい方針を示したことから、連合会及び対策協議会を通じて、貴職に興隆寺町の意向を伝えて頂いたが、その総てについて、奈良市はいとも簡単に却下されました。

従って、興隆寺町の意向が貴職に伝わらないことから、興隆寺町は、連合会及び対策協議会と協議を重ね、事業地直下流に位置する興隆寺町に対する一定の理解を得、精華地区として、興隆寺町の同意を最優先にして、今後の話し合いを進めることを確認したうえで平成9年4月27日付で「第2工区の処理水を五ヶ谷川へ放流することについて」の意見書を奈良市に提出しました。

平成9年5月27日に至って、緊急の対策協議会が招集され、同日、興隆寺町にとっては、奈良市から一方的に提示された「覚書」を、自治会とむで審議する時間的余裕を奪われた上、翌5月28日には、結論を出さなければならない旨説明を受けました。

本覚書には、先に興隆寺町が提示した意見書に基づく意向は全く反映されておらず「明日の締結を見送り十分協議する」か、(覚書)第1条に「ただし、興隆寺町は、別途協議を行ったうえで同意する」を挿入する以外、一切同意はできない。もし、このままで覚書が締結されるようなことが起こった場合は、興隆寺町は、連合会及び対策協議会をその時点で脱会する。よって、覚書には、興隆寺町住民の意志が全く入っていないとの確認を行いました。

このことは連合会役員から奈良市に対し十分説明したにもかかわらず、覚書の締結に踏み切った奈良市の処置により、興隆寺町は対策協議会及び自治連合会の脱会を余儀なくされました。

地域行政の基本的構成体である自治会を分裂にまで追い込んだことは、市行政として重大な責任があり、修復に努める義務があると言わざるを得ません。

また、これらの事の起こりは全て、当該事業当初に地元説明を行った第2工区の汚水の放流について、いとも簡単に約束を破ろうとする奈良市の対応が引き起こした事にほかありません。

この事態の修復と、今後二度とこのような事態を起こさないためにも、経過を双方が確認し、別途、奈良市と興隆寺町が協定を締結し、当該事業の円滑な推進を図るものとします。

興隆寺町住民は、奈良市の当該事業に対し「絶対反対」を表明しているのではなく、事実の確認と今後の事業の在り方を明確にお互いが確認し、当該事業が確認内容に添って円滑に推進されることを願うものです。

上記確認の証しとして、本確認書を2通作成し、奈良市長、興隆寺町自治会長記名捺印の上、双方1通を保有するものとする。

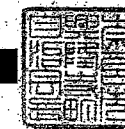
平成 10 年 / 月 17 日

奈良市
奈良市長

大 川 靖

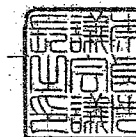


興隆寺町
自治会長



立 会 人
奈良市議会
議 長

浅 川 清



南部土地改良清美事業に伴う水質の保全及び 災害防止並びに地域環境の整備に関する協定書

平成 10 年 1 月 19 日に交換した確認書に基づき、奈良市（以下「甲」という。）と奈良市興隆寺町（以下「乙」という。）との間に於いて、甲が行う南部土地改良清美事業（以下「事業」という。）に係る水質の保全及び災害防止（以下公害という。）並びに地域環境の整備に関し、次のとおり協定する。

第1条 この協定は、事業の実施地域の直下流に位置する乙の生活環境の保全並びに整備と、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

第2条 甲及び乙は、お互いの権利義務を尊重し、信義に従い各条項を誠実に履行するものとする。

第3条 甲は、事業の実施に当たっては、水質の汚濁・土壌の汚染・悪臭の発生・土砂の流失・出水等により乙住民の生活環境並びに農業生産に影響を及ぼすことのないよう、総合的にその対策を推進する。

第4条 甲は、事業実施に当たっては、公害等の防止並びに周辺環境整備の研究、改善について不断的な努力を続けるとともに、甲が前条の対策を推進した上で、なお生じる総ての状況については、乙住民が確認及び安心できる具体的対策をたてるものとする。

第5条 甲は、事業に伴い甲の責に帰すべき理由により乙住民に被害を与えた場合は、速やかに誠意をもってその対策を講じるとともに、損害を補償するものとする。

第6条 甲は、事業の第二工区浸出汚水処理施設の処理水をポンプアップにより第一工区の調整池から五ヶ谷川へ放流するものとし、乙はこの協定に基づきこれに同意するものとする。

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から5年間とし、その後については、少なくとも有効期間が満了する6月前までに、甲、乙協議の上、更改するものとし、その後においても同様の措置を講じるものとする。

第8条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、そのつど甲・乙協議して定める。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、当事者が各1通保有する。

平成 10 年 1 月 19 日

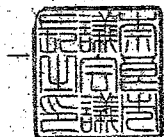
甲 奈良市
奈良市長 大 川 靖



乙 奈良市興隆寺町
自治会長



立会人 奈良市議会
議 長 浅 川 清



覚 書

奈良市（以下「甲」という。）と奈良市興隆寺町（以下「乙」という。）との間において、次の通り本覚書を交換する。

第1条 甲は、乙が、現在町内に所有している文化財等の維持管理費として、次の通り乙に支払うものとする。

（1）平成10年度から平成19年度までの10年間については、1年あたり600,000円とする。

（2）その支払い時期は、平成10年度から平成14年度までの5年分の合計3,000,000円は平成10年4月30日まで、平成15年度から平成19年度までの5年分の合計3,000,000円は平成15年4月30日までに支払う。

（3）平成19年度以降の維持管理費の年額及びその支払い条件並びに期間については、甲、乙、誠意をもって別途協議し、定めるものとする。

ただし、この覚書の有効期間内に別途協議がない場合、もしくは、協議が整わない場合は、金額については、この覚書の金額に3割の増額をした額とし、その他の条件については、総て更新したものとする。

第2条 その他、この覚書の履行に関して 疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

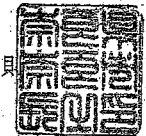
第3条 この覚書に関する奈良市の担当窓口は環境清美部とする。

本覚書の成立を証するため、本覚書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、双方各1通を保有するものとする。

平成10年1月19日

甲 奈良市

奈良市長 大 川 靖

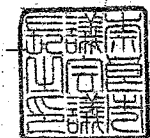


乙 奈良市興隆寺町
自治会長



立会人 奈良市議会

議 長 浅 川 清



南部土地改良清美事業に伴う水質の保全及び 災害防止並びに地域環境の整備に関する協定書

平成10年 1月19日に交換した確認書に基づき、奈良市（以下「甲」という。）と奈良市興隆寺町（以下「乙」という。）との間において、甲が行う南部土地改良清美事業（以下「事業」という。）に係る水質の保全及び災害防止（以下「公害」という。）並びに地域環境の整備に関し、次のとおり協定する。

第1条 この協定は、事業の実施地域の直下流に位置する乙の生活環境の保全並びに整備と、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

第2条 甲及び乙は、お互いの権利義務を尊重し、信義に従い各条項を誠実に履行するものとする。

第3条 甲は、事業の実施に当たっては、水質の汚濁・土壌の汚染・悪臭の発生・土砂の流失・出水等により乙住民の生活環境並びに農業生産に影響を及ぼすことのないよう、総合的にその対策を推進する。

第4条 甲は、事業実施に当たっては、公害等の防止並びに周辺環境整備の研究、改善について、不断的努力を続けるとともに、甲が前条の対策を推進した上で、なお生じる繰での状況については、乙住民が確認及び安心できる具体的対策をたてるものとする。

第5条 甲は、事業に伴い甲の責に帰すべき理由により乙住民に被害を与えた場合は、速やかに誠意をもってその対策を講じるとともに、損害を補償するものとする。

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から5年間とし、その後については、少なくとも有効期間が満了する6月前までに、甲、乙協議の上、更改するものとし、その後においても同様の措置を講じるものとする。

第7条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、そのつど甲・乙協議して定める。

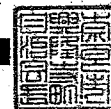
この協定の締結を証するため本書を2通作成し、当事者が各1通保有する。

平成15年 1月19日

甲 奈良市
奈良市長 大 川 靖



乙 奈良市興隆寺町
自治会長



南部土地改良清美事業に伴う水質の保全及び災害防止並びに
地域環境の整備に関する協定書（平成10年1月19日締結）
の第6条を削除した理由書

第2工区最終処分場の浸出水汚水処理施設の処理水は、現在調整池等から直接
河川へ放流している。

第2工区に設置されたポンプアップ施設そのものが、現在使用できる状態では
ない。

上記の理由を奈良市から説明し、第6条を削除することの提案があり、奈良市
と興隆寺町で協議の結果、削除することとした。

平成15年 / 月 / 日

甲

奈良市

奈良市長

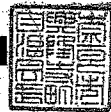
大 川 靖



乙

奈良市興隆寺町

自治会長



南部土地改良清美事業に伴う水質の保全及び
災害防止並びに地域環境の整備に関する協定書

平成10年1月19日に交換した確認書に基づき、奈良市（以下「甲」という。）と奈良市興隆寺町（以下「乙」という。）との間において、甲が行う南部土地改良清美事業（以下「事業」という。）に係る水質の保全及び災害防止（以下「公害」という。）並びに地域環境の整備に関し、次のとおり協定する。

第1条 この協定は、事業の実施地域の直下流に位置する乙の生活環境の保全並びに整備と、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

第2条 甲及び乙は、お互いの権利義務を尊重し、信義に従い各条項を誠実に履行するものとする。

第3条 甲は、事業の実施に当たっては、水質の汚濁・土壌の汚染・悪臭の発生・土砂の流失・出水等により乙住民の生活環境並びに農業生産に影響を及ぼすことのないよう、総合的にその対策を推進する。

第4条 甲は、事業実施に当たっては、公害等の防止並びに周辺環境整備の研究、改善について、不断的努力を続けるとともに、甲が前条の対策を推進した上で、なお生じる総ての状況については、乙住民が確認及び安心できる具体的対策をたてるものとする。

第5条 甲は、事業に伴い甲の責に帰すべき理由により乙住民に被害を与えた場合は、速やかに誠意をもってその対策を講じるとともに、損害を補償するものとする。

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から5年間とし、その後については、少なくとも有効期間が満了する6月前までに、甲・乙協議の上、更改するものとし、その後においても同様の措置を講じるものとする。

第7条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、そのつど甲・乙協議して定める。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、当事者が各1通保有する。

平成20年 1月19日

甲 奈良市

奈良市長

藤 原



乙 奈良市興隆寺町

自治会長



協 定 書

平成20年1月19日締結の南部土地改良清美事業に伴う水質の保全及び災害防止並びに地域環境の整備に関する協定書（以下「協定書」という）の更新に際し、下記のとおり協議する。

記

本協定書については平成10年1月19日締結以来10年を経過し、その間、水質の適正管理がなされ調査等の結果、南部土地改良清美事業に起因して生活環境に著しく影響を及ぼすものではなかった。

しかし、本協定書に掲げられている生活基盤の整備については、進展しておらず、改めて興隆寺町の「まちづくり」について具体的な整備計画策定に向け本協定書更新の日からおおむね1年を目処に、興隆寺町と協議を行う旨確認する。

平成20年 1月19日

奈良市

奈良市長

藤 原



奈良市興隆寺町

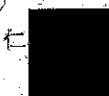
自治会長



奈良市興隆寺町自治会顧問

奈良市議会議員

浅 川



覚 書

奈良市（以下「甲」という。）と奈良市興隆寺町（以下「乙」という。）との間において、次の通り本覚書を交換する。

第1条 甲は、乙が、現在町内に所有している文化財等の維持管理費として、次の通り乙に支払うものとする。

- (1) 平成20年度から平成29年度までの10年間については、1年あたり900,000円とする。
- (2) その支払い時期は、平成20年度から24年度までの5年分の合計4,500,000円は平成20年4月30日まで、平成25年度から平成29年度までの5年分の合計4,500,000円は平成25年4月30日までに支払う。
- (3) 平成29年度以降の維持管理費の年額及びその支払い条件並びに期間については、甲、乙、誠意をもって別途協議し、定めるものとする。
ただし、この覚書の有効期間内に別途協議がない場合、もしくは、協議が整わない場合は、金額については、この覚書の金額に5割の増額をした額とし、その他の条件については、総て更新したものとする。

第2条 その他、この覚書の履行に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第3条 この覚書に関する奈良市の担当窓口は環境清美部とする。

本覚書の成立を証するため、本覚書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、双方各1通を保有するものとする。

平成20年1月19日

甲 奈良市
奈良市長



乙 奈良市興隆寺町
自治会長



南部土地改良清美事業に伴う水質の保全及び

災害防止並びに地域環境の整備に関する協定書

平成10年1月19日に交換した確認書に基づき、奈良市（以下「甲」という。）と奈良市興隆寺町（以下「乙」という。）との間において、甲が行う南部土地改良清美事業（以下「事業」という。）に係る水質の保全及び災害防止（以下「公害」という。）並びに地域環境の整備に関し、次のとおり協定する。

第1条 この協定は、事業の実施地域の直下流に位置する乙の生活環境の保全並びに整備と、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

第2条 甲及び乙は、お互いの権利義務を尊重し、信義に従い各条項を誠実に履行するものとする。

第3条 甲は、事業の実施に当たっては、水質の汚濁・土壌の汚染・悪臭の発生・土砂の流失・出水等により乙住民の生活環境並びに農業生産に影響を及ぼすことのないよう、総合的にその対策を推進する。

第4条 甲は、事業実施に当たっては、公害等の防止並びに周辺環境整備の研究、改善について、不断的努力を続けるとともに、甲が前条の対策を推進した上で、なお生じる全ての状況については、乙住民が確認及び安心できる具体的対策をたてるものとする。

第5条 甲は、事業に伴い甲の責に帰すべき理由により乙住民に被害を与えた場合は、速やかに誠意をもってその対策を講じるとともに、損害を補償するものとする。

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から5年間とし、その後については、少なくとも有効期間が満了する6月前までに、甲・乙協議の上、更改するものとし、その後においても同様の措置を講じるものとする。

第7条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、そのつど甲・乙協議して定める。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、当事者が各1通保有する。

平成25年 1月 19日

甲 奈良市
奈良市長 仲川 元



乙 奈良市興隆寺町
自治会長



協 議 書

平成25年1月19日締結の南部土地改良清美事業に伴う水質の保全及び災害防止並びに地域環境の整備に関する協定書（以下「協定書」という）の更新に際し、下記のとおり協議する。

記

。本協定書については平成10年1月19日締結以来15年を経過し、その間、水質の適正管理が成され調査等の結果、南部土地改良清美事業に起因して生活環境に著しく影響を及ぼすものではなかった。

しかし、本協定書に掲げられている生活基盤の整備については、進展しておらず、改めて興隆寺町の「まちづくり」について具体的な整備計画策定に向け本協議書更新の日からおおむね1年を目処に、興隆寺町と協議を行う旨確認する。

平成25年 1月19日

奈良市

奈良市長

一 仲 川 元 廣



奈良市興隆寺町

自治会長



南部土地改良清美事業に伴う水質の保全及び公害・

災害防止並びに地域生活環境の保全及び整備に関する

協定書

平成10年1月19日に交換した確認書に基づき、奈良市（以下「甲」という。）と奈良市興隆寺町自治会（以下「乙」という。）との間において、甲が行う南部土地改良清美事業（以下「事業」という。）に係る水質の保全及び公害・災害防止並びに地域生活環境の保全及び整備に関し、次のとおり協定する。

第1条 この協定は、事業の実施地域の直下流に位置する乙の地域生活環境の保全並びに整備と、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

第2条 甲及び乙は、お互いの権利義務を尊重し、信義に従い各条項を誠実に履行するものとする。

第3条 甲は、事業の実施に当たっては、水質の汚濁・土壌の汚染・悪臭の発生・土砂の流出・出水等（以下「公害等」という。）により乙住民の生活環境並びに農業生産に影響を及ぼすことのないよう、総合的にその対策を推進する。

第4条 甲は、事業実施に当たっては、公害等の防止並びに周辺地域生活環境の保全・整備について、努力を継続するとともに、甲が前条の対策を推進した上で、なお生じる何らかの問題については、乙住民が確認かつ納得し得る合理的な具体策を講ずるものとする。

第5条 甲は、事業に伴い甲の責に帰すべき事由により乙住民に被害を与えた場合は、速やかに誠意をもってその対策を講ずるとともに、損害を適正に補償するものとする。

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から10年間とし、その後については、少なくとも有効期間が満了する6月前までに、甲・乙協議の上、更改するものとし、その後においても同様の措置を講ずるものとする。

第7条

（1）この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、そのつど甲・乙協議して定める。

（2）この協定は、平成30年1月19日に遡って効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成30年12月17日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市 仲川 元

乙 興隆寺町自治会長

覚 書

奈良市（以下「甲」という。）と奈良市興隆寺町自治会（以下「乙」という。）との間において、次の通り本覚書を交換する。

第1条 甲は、南部土地改良清美事業（以下「事業」という。）の実施地域の直下流に位置する乙の地域生活環境の保全並びに乙のまちづくり整備にかかる費用について、奈良市補助金等交付規則に基づいて、次の通り乙に支給するものとする。

（1）平成30年度（4月1日ないし3月31日をいう。以下同じ。）から平成39年度までの10年間については、1年あたり900,000円とする。

（2）その支給時期は、平成30年度から34年度までの5年分の合計4,500,000円については平成31年1月18日まで、平成35年度から平成39年度までの5年分の合計4,500,000円については平成35年4月30日までとする。

（3）平成39年度以降の事業に対する年額及びその支給条件並びに期間については、甲、乙、誠意をもって別途協議し、定めるものとする。

ただし、本覚書の有効期間内に別途協議がなされず、または、協議が整わない場合も、本覚書は、引き続き効力を有するものとする。

第2条

（1）その他、本覚書の履行に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（2）本覚書は、平成30年1月19日に遡って効力を生ずるものとする。

第3条 本覚書に関する甲の担当窓口は環境部とする。

本覚書の成立を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年12月17日

奈良市二条大路南一丁目1番1号
甲 奈良市

奈良市長 仲川 元



乙 [Redacted]
興隆寺町自治会長 [Redacted]



平成30年12月17日付け覚書に関する合意書

平成30年12月17日付け覚書第1条に定める費用につき、令和5年度以降の支給に関する協議を実施し、従前の一括支給を令和5年度から単年度支給とするよう、下記のとおり合意した。

記

○平成30年12月17日付け覚書

第1条

(1) 平成30年度(4月1日ないし3月31日をいう。以下同じ。)から平成39年度までの10年間については、1年あたり900,000円とする。

(2) その支給時期は、平成30年度から34年度までの5年分の合計4,500,000円については平成31年1月18日まで、平成35年度から平成39年度までの5年分の合計4,500,000円については平成35年4月30日までとする。

○合意事項

上記(2)にかかわらず、平成35(令和5)年度から平成39(令和9)年度までの各年度分については、上記(1)に定める1年当たりの額(900,000円)をそれぞれ当該各年度の5月末日まで(ただし、平成35(令和5)年度については8月末日まで)とする。

以上

令和5年 8 月 / 日

奈良市

市長 仲川 元樹



興隆寺町自治会

会長



基 本 協 定 書

奈良市南部土地改良清美事業第二工区(以下本事業という)について、奈良市(以下甲という)と天理市岩屋町(以下乙という)は、乙の甲に対する1992年2月18日付要求書に基づいて協議した結果、次の通り合意に達したので、本協定書を締結する。

第一条 甲は本事業の実施にあたり、安全対策に万全の措置を講じることを約束する。

第二条 安全対策及び環境整備等の具体的内容は、公害審査会の審議の中で、甲、乙双方が誠意をもって協議することとし、甲は調停委員会から勧告があればそれに従うことを約束する。

第三条 甲は、以下の安全対策の実施を約束する。

- 1、埋立処分場最下部にゴムシートを敷設する。但し、敷設によって却って遮水を阻害したり、安全対策に明白な危険が生じる場合は、ゴムシート以外の適切な代替措置を講じる。
- 2、処理水の放流の場所、方法については、乙の意向を最大限尊重して甲、乙及び天理市の三者間で協議し決定する。
- 3、岩屋町住民を含めて、埋立作業の状況を監視する監視体制を確立し、これに要する費用は甲が負担する。
- 4、投棄期間は20年以内に限るものとする。乙からの投棄期間の短縮

及び投棄量の減少の要求については、公害審査会の中で協議する。

- 5、投棄する廃棄物の種類については、有害な物は除外することとし、具体的には公害審査会の中で協議する。
- 6、投棄予定外物が投棄されていることが明らかになった場合には、その後の埋立を中止し、当該投棄予定外物を掘削して除去する。
- 7、汚水処理施設は、埋立完了後も安全性が確認されるまでは正常稼働を継続する。
- 8、水質調査は、埋立完了後も安全性が確認されるまで必要な箇所に於いて継続する。
- 9、処分場内から処分場外へ排漏出された水によって環境が汚染された場合は、直ちに廃棄物の投棄を中止する。原因が究明され原因の除去がなされるまでの間は廃棄物の投棄を再開せず、原因の除去が不可能な場合は投入した廃棄物を除去する。
- 10、本事業の実施地周辺で、処分場からの排漏水が原因と疑われる被害が発生したときは、甲が明確な反証をなし得ない限り、処分場からの排漏水が原因であるとみなし、甲はその損害を賠償する。
- 11、本事業の実施地以外に、岩屋町に直接または間接に影響を及ぼす可能性のある奈良市内の地域には、今後公営、私営を問わず、一般廃棄物処分場の設置は一切認めない。なお産業廃棄物処分場についても、奈良県その他の関係機関に対して、同地域内での設置を認めることのないよう要請する。



12、国内外の公的機関や有力な研究機関から、新たな有害廃棄物の存在が指摘された場合には、施設の増改設等を含め、万全な安全対策を講じる。

13、埋立開始後も乙と定期協議の場を設け、乙の求める資料を提供の上誠実に協議することとし、合意事項は誠実に履行する。

第四条 甲は、以下の環境整備等の履行を約束する。

- 1、岩屋町全戸の下水道設備の完備について協力する。
- 2、岩屋町内を通る道路のバイパス道路の建設について協力する。
- 3、高瀬川(奈良市境より操本領まで)の改修工事の実施につき関係機関と協力する。
- 4、岩屋町内の水路、道路の全面改修に協力する。
- 5、高瀬川についての岩屋町の水利権を認め、岩屋領内の高瀬川の現在の水量を確保する。

第五条 甲は乙に対し、相当額の解決金を支払う。具体的な金額については甲、乙間で別途協議する。

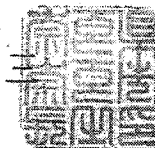
第六条 乙は、第一条ないし第五条の内容を甲が誠実に履行することを条件に本事業に同意することとし、国庫補助金の申請手続に必要な岩屋町区長及び岩屋町農家組合長の同意書を本日甲に交付する。

第七条 本協定は、いわゆる紳士協定にとどまるものではなく、甲、乙双方を法的に約束するものであることを甲、乙双方は確認する。

平成4年2月26日

甲 奈良市
代表者市長

西田栄三



乙 天理市岩屋町
代表者区長



覚 書

奈良市（以下「甲」という。）と天理市岩屋町（以下「乙」という。）との間において、甲が行う奈良市南部土地改良清美事業第二工区の公害に係る紛争調停の解決金に関し、次のとおり覚書を締結する。

解決金の額 100,000,000円

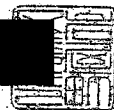
この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有するものとする。

平成5年 4月 5日

甲 奈良市
代表者市長 大 川 靖 則

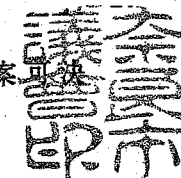


乙 天理市岩屋町
代表者区長



奈良市議案第43号

平成 5年 3月 25日 原案可決



奈良県公害審査会による調停案受諾 に伴う和解について

本市及び天理市と 天理市岩屋町 代表者区長 との奈良市南部土地改良清美事業第二工区の公害に係る紛争調停において受諾する調停案の調停条項第九条の規定に基づき、本市は、和解により次のとおり解決金の額を決定するものとする。

平成5年3月8日提出

奈良市長 大 川 靖 則

1. 解決金の額 100,000,000円

但し、調停関係費用の一部補填及び一切の解決金として

2. 解決金の支払の相手方

天理市岩屋町

代表者区長

3. 解決金の支払の期日

調停成立後1箇月以内

覚 書

奈良市南部土地改良清美事業第二工区の実施にあたり、奈良市（以下「甲」という。）と天理市岩屋町（以下「乙」という。）との間に、次の覚書を交換する。

記

第1条 甲は、南部土地改良清美事業第二工区（以下「事業」という。）を行うものとし、乙は甲の事業の推進に協力するものとする。

第2条 甲は、事業遂行のために乙が実施する次に掲げる関連事業に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

（1） 最終処分場建設中の工事監理事業

① 平成5年度から3年間 毎年3,000,000円

② 助成金として、毎年4月末日まで交付するものとする。
但し、平成5年度は5月末日までとする。

（2） 環境整備事業

（平成6年度から3年の間に80,000,000円相当額）

（3） 岩屋地区南部土地改良清美事業対策協議会の運営事業

① 基本額

埋立開始年度から20年間（但し、埋立が完了しない場合は、その期間までとする。） 毎年4,400,000円

② 期間の延長

埋立期間が20年を越える場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

③ 改定期間及び金額

前記基本額は、3年毎に改定を行い、その改定額は440,000円の増額とする。

但し、改定期間毎の経済成長率に著しい上昇があった場合は、甲と乙が協議して増額する金額を定めるものとする。

④ 助成金の支払期日

毎年4月末日までとする。

（4） 環境保全対策事業

① 期間及び助成する額

埋立開始年度から20年間（但し、埋立が完了しない場合は、その期間までとする。）とし、その助成金の額については米谷町に準じるものとする。

② 期間の延長

埋立期間が20年を越える場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

③ 助成金の支払期日

毎年4月末日までとする。

第3条 この覚書に定める事項について、疑義が生じたとき、及び定めのない事項については、甲、乙双方誠意をもって協議決定するものとする。

上記覚書の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、双方各1通を保有するものとする。

平成5年 4 月 19 日

甲 奈良市

代表者市長 大 川 靖



乙 天理市岩屋町

代表者区長



覚 書

奈良市南部土地改良清美事業第二工区の開設に当たり、奈良市（以下「甲」という。）と天理市岩屋町（以下「乙」という。）との間に公害調停に基づく協定書を遵守し次の事項により覚書を締結する。

第1条 甲は、南部土地改良清美事業第二工区西谷の開設を行うものとして、乙は甲の開設の推進に協力するものとする。

第2条 甲は、第二工区西谷の開設に当たっては、次の事項について誠意をもって実行するものとする。

- (1) 甲は、投入及び放流に際し、浸出水処理施設からの処理水を希釈するための槽を設置するものとする。
- (2) 甲は、希釈槽が完成後に投入及び放流するものとし、処理水は希釈槽を通過のうえ直接沓掛川から高瀬川へ放流するものとし、乙はこれに同意するものとする。
- (3) 甲は、岩屋町地内の県道バイパスを甲の廃棄物搬送車等の通行はしないものとする。
- (4) 甲は、元放流管の機能させない方策を講じるものとする。
- (5) 甲は、希釈水放流出口の塩分濃度を原則として211ppm以下で水質を遵守するものとする。但し、希釈水放流口における塩分濃度が211ppmを越えた場合は、原因が究明され原因の除去がなされるまでの間は廃棄物の投棄を再開せず、原因の除去が不可能な場合は投入した廃棄物を除去する。
- (6) 甲は、第二工区東谷の工事着手前に工事実施について奈良市・岩屋町南部土地改良清美事業協議会に事前協議するものとする。
- (7) 甲は、高瀬川の水質保全に万全の措置を講じるものとする。
- (8) 甲は、投入及び放流に当たっての補償として、金120,000,000円を乙に支払うものとする。

上記覚書の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び立会人が記名押印のうえ各自1通保有するものとする。

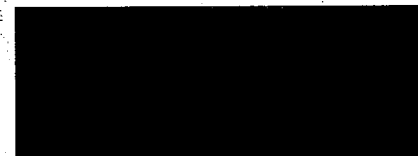
平成12年 5月 4日

甲 奈良市
奈良市長

大川 靖明

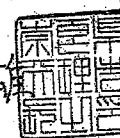


乙 天理市岩屋町
区長



立会人 天理市
天理市長

市原文 雄



覚 書

令和2年度の奈良市南部土地改良清美事業第二工区の実施にあたり、「平成5年4月19日交換」の覚書第3条の規定に基づき、奈良市（以下「甲」という。）と天理市岩屋町（以下「乙」という。）との間に、次の覚書を交換する。

記

第1条 甲は、南部土地改良清美事業第二工区（以下「事業」という。）を行うものとし、乙は、甲の事業の推進に協力するものとする。

第2条 甲は、事業遂行のために乙が実施する次に掲げる関連事業に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

（1）岩屋地区南部土地改良清美事業対策協議会の運営事業

① 期間及び助成する額等

埋立て開始から20年間が経過する令和2年度を基本額助成の期間の満了とし、助成金の額は、6,920,000円とする。

② 助成金の支払期日

令和2年5月末日までとする。

（2）環境保全対策事業

① 期間及び助成する額等

埋立て開始から20年間が経過する令和2年度を基本額助成の期間の満了とし、助成金の額は、2,300,000円とする。

② 助成金の支払期日

令和2年5月末日までとする。

第3条 この覚書に定める事項について、疑義が生じたとき、及び定めのない事項については、甲、乙双方誠意をもって協議決定するものとする。

また、この覚書に定めのない令和3年度から埋立完了までの期間の事項については、甲、乙双方誠意をもって継続して協議し、令和2年度末までに、決定するものとする。

上記覚書の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、双方各1通を保有するものとする。

令和2年3月24日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川元庸



乙

天理市岩屋町

代表者区長



覚 書



奈良市南部土地改良清美事業第二工区の施工にあたり、「平成5年4月19日交換」の覚書第3条の規定に基づき、奈良市（以下「甲」という。）と天理市岩屋町（以下「乙」という。）との間に、次の覚書を交換する。

記

第1条 甲は、南部土地改良清美事業第二工区（以下「事業」という。）を行うものとし、乙は、甲の事業の推進に協力するものとする。また、第2条に掲げる関連事業の費用について、甲は乙に助成金を交付するものとする。

第2条 甲は、事業遂行のために乙が実施する次に掲げる関連事業に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。また、助成金の額について、甲乙協議して定めるものとする。

- (1) 岩屋地区南部土地改良清美事業対策協議会の運営事業
- (2) 環境保全対策事業

第3条 この覚書の期限は、令和5年3月31日までとし、令和5年度から埋立完了までの期間の事項については、甲、乙双方誠意をもって継続して協議し、令和4年度末までに決定するものとする。

第4条 この覚書に定める事項について、疑義が生じたとき、及び定めのない事項については、甲、乙双方誠意をもって協議決定するものとする。

上記覚書の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、双方各1通を保有するものとする。

令和 3 年 3 月 23 日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲 川 元 庸



乙

天理市岩屋町

代表者区長



令和3年度助成金に係る覚書



令和3年3月23日付け締結の覚書第2条に基づき奈良市（以下「甲」という。）と天理市岩屋町（以下「乙」という。）が協議した結果、令和3年度の助成金の額を次のとおり決定する。

1. 甲は、乙に、令和3年度分の助成金として次に掲げる額を令和3年3月末日までに交付するものとする。

- | | |
|------------------------------|-------|
| (1) 岩屋地区南部土地改良精美事業対策協議会の運営事業 | 440万円 |
| (2) 環境保全対策助成金 | 280万円 |

令和3年 4月 1日

(甲) 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川 元 磨



(乙)

天理市岩屋町

代表者区長



覚 書

令和5年度の奈良市南部土地改良清美事業第二工区の実施にあたり、平成5年4月19日付け交換の覚書第2条第3号および第3条の規定に基づき、奈良市（以下「甲」という。）と天理市岩屋町（以下「乙」という。）との間に、次の覚書を交換する。

記

第1条 甲は、南部土地改良清美事業第二工区（以下「事業」という。）を行うものとし、乙は、甲の事業の推進に協力するものとする。

第2条 甲は、事業推進のために乙が実施する次に掲げる関連事業に対し、助成金を交付するものとする。

（1） 岩屋地区南部土地改良清美事業対策協議会の運営事業

① 助成する額

令和5年度助成金の額は、440万円とする。

②助成金の支払期日

令和5年5月末日までとする。

（2） 環境保全対策助成金

① 助成する額

令和5年度助成金の額は、230万円とする。

②助成金の支払期日

令和5年5月末日までとする。

第3条 この覚書の期限は、令和6年3月31日までとし、令和6年度から埋立完了までの期間の事項については、甲、乙双方誠意をもって継続して

協議し、令和5年度末までに決定するものとする。

第4条 この覚書に定める事項について、疑義が生じたとき、及び定めのない事項については、甲、乙双方誠意をもって協議決定するものとする。

上記覚書の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、双方各1通を保有するものとする。

令和5年4月1日

（甲） 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲 川 元 庫



（乙）

天理市岩屋町

代表者区長



覚 書

令和6年度の奈良市南部土地改良清美事業第二工区の実施にあたり、平成5年4月19日付け交換の覚書第2条第3号および第3条の規定に基づき、奈良市（以下「甲」という。）と天理市岩屋町（以下「乙」という。）との間に、次の覚書を交換する。

記

第1条 甲は、南部土地改良清美事業第二工区（以下「事業」という。）を行うものとし、乙は、甲の事業の推進に協力するものとする。

第2条 甲は、事業推進のために乙が実施する次に掲げる関連事業に対し、助成金を交付するものとする。

（1） 岩屋地区南部土地改良清美事業対策協議会の運営事業

① 助成する額

令和6年度助成金の額は、440万円とする。

②助成金の支払期日

令和6年5月末日までとする。

（2） 環境保全対策助成金

① 助成する額

令和6年度助成金の額は、230万円とする。

②助成金の支払期日

令和6年5月末日までとする。

第3条 この覚書の期限は、令和7年3月31日までとし、令和7年度から埋立完了までの期間の事項については、甲、乙双方誠意をもって継続して

協議し、令和6年度末までに決定するものとする。

第4条 この覚書に定める事項について、疑義が生じたとき、及び定めのない事項については、甲、乙双方誠意をもって協議決定するものとする。

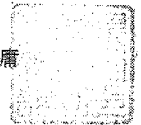
上記覚書の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、双方各1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

（甲） 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲 川 元 庸



（乙）

天理市岩屋町

代表者区長



覚 書

令和7年度の奈良市南部土地改良清美事業第二工区の実施にあたり、平成6年4月1日付け交換の覚書第2条第3号および第3条の規定に基づき、奈良市（以下「甲」という。）と天理市岩屋町（以下「乙」という。）との間に、次の覚書を交換する。

記

第1条 甲は、南部土地改良清美事業第二工区（以下「事業」という。）を行うものとし、乙は、甲の事業の推進に協力するものとする。

第2条 甲は、事業推進のために乙が実施する次に掲げる関連事業に対し、助成金を交付するものとする。

（1） 岩屋地区南部土地改良清美事業対策協議会の運営事業

① 助成する額

令和7年度助成金の額は、440万円とする。

②助成金の支払期日

令和7年5月末日までとする。

（2） 環境保全対策助成金

① 助成する額

令和7年度助成金の額は、230万円とする。

②助成金の支払期日

令和7年5月末日までとする。

第3条 この覚書の期限は、令和8年3月31日までとする。

第4条 この覚書に定める事項について、疑義が生じたとき、及び定めのない事項については、甲、乙双方誠意をもって協議決定するものとする。

上記覚書の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、双方各1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

（甲） 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川元庸



（乙）

天理市岩屋町

代表者区長



覚 書

奈良市（以下「甲」という。）と天理市岩屋町（以下「乙」という。）は、奈良市南部土地改良清美事業第二工区の稼働に当たり、以下の事項について合意し、本覚書を締結する。

なお、平成12年3月3日に甲乙間で締結された覚書は、本覚書の締結をもって廃止する。

第1条 甲は、第二工区の稼働に当たり、次の事項について誠意をもって履行する。

- (1) 第二工区の処理水は、沓掛川を経由して高瀬川へ放流するものとし、その水質保全に万全の措置を講じる。
- (2) 沓掛川・高瀬川合流点下流100m付近における塩化物イオン濃度は、原則として1,000mg/l以下に維持する。
- (3) 沓掛川・高瀬川合流点下流100m付近における塩化物イオン濃度が1,000mg/lを超えた場合は、その原因を究明し、原因の除去がなされるまでの間、廃棄物の投棄を行わない。

第2条 本覚書の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年6月5日

甲 奈良市

奈良市長

仲川元康



乙 天理市岩屋町

岩屋町区長



土地賃貸借契約書



奈良市が米谷町地内において行う奈良市南部土地改良清美事業
 に関し、賃借人- 奈良市長 鎌 田 忠三郎（以下「甲」という
 。）と、賃貸人 [REDACTED]
 （以下「乙」という。）との間に、次のとおり土地賃貸借契約を
 締結する。

記

（賃貸借土地）

第1条 この契約により賃貸借する土地は、次のとおりとする。

町 名	字	番 地	地 目	土地台帳面積	実 測 面 積	備 考
米谷町	西垣内	[REDACTED]	畑	[REDACTED] m ²	[REDACTED] m ²	
〃	タニ	[REDACTED]	田	[REDACTED]	[REDACTED]	
〃	〃	[REDACTED]	〃	[REDACTED]	[REDACTED]	
〃	〃	[REDACTED]	〃	[REDACTED]	[REDACTED]	
〃	西垣内	[REDACTED]	原野	[REDACTED]	[REDACTED]	
〃	ムカエテ	[REDACTED]	山林	[REDACTED]	[REDACTED]	
〃	〃	[REDACTED]	畑	[REDACTED]	[REDACTED]	
			以 上			

町 名	字	番 地	地 目	土地台帳面積	実 測 面 積	備 考
				m ²	m ²	
合 計					[REDACTED]	

田 [REDACTED] m²
 畑 [REDACTED] m²
 山林 [REDACTED] m²
 原野 [REDACTED] m²

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、昭和 51 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月
 31 日までとする。

（賃貸借料）

第3条 賃貸借料の算定方法は、昭和 50 年 10 月 3 日付けにて
 奈良市と奈良市米谷町との間で交換した覚書（以下「覚書」と

いう。)第4条第2項第2号の規定によるものとする。

(支払いの方法)

第4条 甲は、乙に対し覚書第4条第4項の規定に基づき、賃借料を支払うものとする。

(賃貸借土地の返還)

第5条 甲は、賃借した土地を乙に返還するときは、覚書第5条の規定に基づき行うものとする。

(協議)

第6条 この契約に定めない事項について疑義を生じたときは、双方協議のうえ、決定するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和 51 年 4 月 / 日

甲

奈良市長 鍵 田 忠三



乙

[Redacted signature]

[Redacted signature]

(賣貸借土地)

第1条 この契約により賃貸借する土地は、次のとおりとする。

[illegible][illegible]

田、灌池		m ²
------	--	----------------

$$\frac{m}{m^2}$$
山林、原野 m²

(貸借期間)

第2条 貸借期間は、昭和61年4月1日から昭和71年3月31日までの10年間とする。

(賃貸借料)

第3条 賃貸借料は、別途協議により定めるものとする。

(支払いの方法)

第4条 甲は、乙に対し毎年5月末に賃借料を支払うものとする。

(賃借権の設定)

第5条 甲は、賃貸借土地について、賃借権の設定を行うものとする。

2 乙は、賃貸借土地を売却、抵当権の設定、その他の処分をするときは、あらかじめ甲に申し出し、甲は、協議に応ずるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

昭和61年 4月 1日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 西 田 栄



乙

[Redacted signature]

[Redacted signature]

土地賃貸借契約書



奈良市が米谷町地内において行う奈良市南部土地改良清美事業に関し、賃借人奈良市（以下「甲」という。）と、賃貸人 [redacted]（以下「乙」という。）は、次のとおり土地の賃貸借契約を締結する。

（賃貸借土地）

第1条 この契約により賃貸借する土地は、次のとおりとする。

所 在	字	地 番	地目	公簿面積m ²	実測面積m ²	備 考
米谷町	西垣内	[redacted]	畑	[redacted]	[redacted]	
"	タニ	[redacted]	田	[redacted]	[redacted]	
"	"	[redacted]	"	[redacted]	[redacted]	
"	"	[redacted]	"	[redacted]	[redacted]	
"	西垣内	[redacted]	原野	[redacted]	[redacted]	
"	ムカエラ	[redacted]	山林	[redacted]	[redacted]	
"	"	[redacted]	畑	[redacted]	[redacted]	
合 計					[redacted]	

田・溜池 [redacted] m²
 畑 [redacted] m²
 山林・原野 [redacted] m²

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、平成8年4月1日から平成18年3月31日までの10年間とする。

（賃貸借料）

第3条 賃貸借料は、別途協議により定めるものとする。

（支払の方法）

第4条 甲は、乙に対し毎年5月末に賃借料を支払うものとする。

（公租公課等の負担）

第5条 借受物件に対する公租公課その他の一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

（賃借権の設定）

第6条 甲は、賃貸借土地について、賃借権の設定を行うものとする。

2 乙は、賃貸借土地を売却、抵当権の設定、その他の処分をするときは、あらかじめ甲に申し出し、甲は、協議に応ずるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成8年4月1日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 大川 靖



乙 [redacted]



(賃貸借土地)

(賃貸借期間)

(貸貸借料)

(支払の方法)

(公租公課等の負担)

(賃借権の設定)

2 乙は、賃貸借土地について売却、抵当権の設定、その他の処分をするときは、あらかじめ甲に申し出し、甲は、協議に応ずるものとする。

平成18年4月1日



2

[illegible]

田・溜池
畑
山林・原野

 m²
 m²
 m²



2

[illegible]

田・溜池
烟
山林・原野

 m²
 m²
 m²

土地賃貸借契約に伴う覚書



平成28年4月1日付けで奈良市と [] との間に締結した土地賃貸借契約書第3条に定める賃借料について、次のとおり覚書を交換する。

令和3年度の賃貸借料は、年額一金 1,621,427 円也とし、その明細は次のとおりとする。

(明細)

地目	面積	単価	金額
田・溜池	[] m ²	583 円	[] 円
畑	[] m ²	877 円	[] 円
山林・原野	[] m ²	473 円	[] 円
計			1,621,427 円

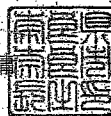
以上のとおり覚書を交換したことを証するため、本書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川 元 庫



[]

[]

土地賃貸借契約に伴う覚書



平成28年4月1日付けで奈良市と [] との間に締結した土地賃貸借契約書第3条に定める賃借料について、次のとおり覚書を交換する。

令和4年度の賃貸借料は、年額一金 1,621,427 円也とし、その明細は次のとおりとする。

(明細)

地目	面積	単価	金額
田・溜池	[] m ²	583 円	[] 円
畑	[] m ²	877 円	[] 円
山林・原野	[] m ²	473 円	[] 円
計			1,621,427 円

以上のとおり覚書を交換したことを証するため、本書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年4月1日

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川 元 庫



[]

[]

土地賃貸借契約に伴う覚書



平成28年4月1日付けで奈良市と [redacted] との間に締結した土地賃貸借契約書第3条に定める賃借料について、次のとおり覚書を交換する。

令和5年度の賃貸借料は、年額一金 1,621,427 円也とし、その明細は次のとおりとする。

(明細)

地目	面積	単価	金額
田・溜池	[redacted] m ²	583 円	[redacted] 円
畑	[redacted] m ²	877 円	[redacted] 円
山林・原野	[redacted] m ²	473 円	[redacted] 円
計			1,621,427 円

以上のとおり覚書を交換したことを証するため、本書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年4月1日

奈良市二条大路南一丁目1番1号

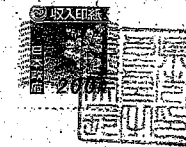
奈良市

奈良市長 仲川 元



[redacted]

[redacted]



土地賃貸借契約に伴う覚書

平成28年4月1日付けで奈良市と [redacted] との間に締結した土地賃貸借契約書第3条に定める賃借料について、次のとおり覚書を交換する。

令和6年度の賃貸借料は、年額一金 1,621,427 円也とし、その明細は次のとおりとする。

(明細)

地目	面積	単価	金額
田・溜池	[redacted] m ²	583 円	[redacted] 円
畑	[redacted] m ²	877 円	[redacted] 円
山林・原野	[redacted] m ²	473 円	[redacted] 円
計			1,621,427 円

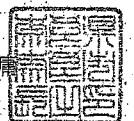
以上のとおり覚書を交換したことを証するため、本書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

奈良市二条大路南一丁目1番1号

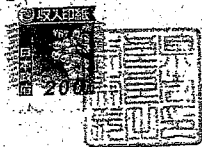
奈良市

奈良市長 仲川 元



[redacted]

[redacted]



土地賃貸借契約に伴う覚書

平成28年4月1日付けで奈良市と [redacted] との間に締結した土地賃貸借契約書第3条に定める賃借料について、次のとおり覚書を交換する。

令和7年度の賃借料は、年額一金 1,621,427 円也とし、その明細は次のとおりとする。

(明 細)

地 目	面 積	単 価	金 額
田・溜池	[redacted] m ²	583 円	[redacted] 円
畑	[redacted] m ²	877 円	[redacted] 円
山林・原野	[redacted] m ²	473 円	[redacted] 円
計			1,621,427 円

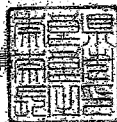
以上のとおり覚書を交換したことを証するため、本書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川 元



[redacted]

[redacted]